

各位

京都北都信用金庫

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」の取得について

このたび、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために定めた行動計画の目標を達成し、一定の基準を満たした企業に与えられる「くるみん認定」を取得しました。基準内容は、育児休業の取得率、法定を上回る育児休業制度の整備、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備等の取組について評価され以下の通りとなっております。

当金庫は「子育てサポート企業」として、いきいきと働ける職場作りを更に進めて参ります。

行動計画

期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日

- 目標
1. 計画期間中の男性職員育児休業取得率が7%以上となること。
 2. 女性職員の育児休業取得率を95%以上維持すること。
 3. 所定外労働を削減するため、月に2回実施していた「定時退庫日」を3日に拡充する。

条件を満たした主な基準

一. 育児休業等の取得に関する状況（基準 男性：7%以上、女性：75%以上）

男性職員の育児休業取得率 8.3%

女性職員の育児休業取得率 122.7%

(男性) 育児休業した男性職員(2人) / 配偶者が出産した男性職員(24人) × 100%

(女性) 育児休業した女性職員(27人) / 出産した女性職員(22人) × 100%

一. 育児をする労働者のための育児休業に関する制度等の実施状況

①「育児・介護休業規程」所定外労働の免除について、小学校就学の始期に達するまでの子を対象とする。

②育児休業制度の有給化

一. 時間外労働及び休日労働に関する計画期間終了事業年度の状況

①1人当たりの各月平均時間 7.4時間

②平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上の職員数 0人

一. 働き方の見直しに資する多様な労働条件整備のための措置の実施状況

所定外労働の削減のための措置として、月初2営業日と月末3営業日を除き、毎週水曜日を定時退庫日とする。

